

秋田市にぎわい交流館および秋田市中通一丁目自動車駐車場の 指定管理者募集要項

秋田市にぎわい交流館および秋田市中通一丁目自動車駐車場の管理を指定管理者に行わせるため、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第2条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

1 秋田市にぎわい交流館および秋田市中通一丁目自動車駐車場の概要

(1) 秋田市にぎわい交流館

- ア 施設名称 秋田市にぎわい交流館
イ 所在地 秋田市中通一丁目4番1号
ウ 設置目的 本市の中心市街地に活力やにぎわいをもたらすための交流の拠点として、世代を超えて多くの人々が集うことができる場を創出し、もって地域の活性化を図るため設置する。

エ 規模等

- (ア) 構造 鉄骨造
(イ) 階数 地下1階地上4階建
(ウ) 敷地面積 2,308.48 m²
(エ) 延床面積 5,130.01 m²
(オ) 広場面積 2,710.48 m²

オ 各階概要

階 層	床面積	主な用途
地下1階	355.06m ²	倉庫、機械室、MDF・サーバー室
1階	1,341.47m ²	交流スペース、オープンスペース、まち発見・発信ステーション、キッズステーション、映像工房、カフェラウンジ、総合案内・事務室
2階	1,206.70m ²	展示ホール、アート工房1・2、アートギャラリー
3階	1,357.03m ²	多目的ホール、ミュージック工房1～3、パフォーマンス工房1・2、ピアノ練習室
4階	869.75m ²	研修室1～6、和室1～3、調整室、屋上庭園
合計	5,130.01m ²	

カ 施設利用者数の実績（過去3年間、にぎわい広場含む）

- 令和5年度 461,763 人
令和6年度 677,694 人
令和7年度 574,789 人

(2) 秋田市中通一丁目自動車駐車場

- ア 施設名称 秋田市中通一丁目自動車駐車場

イ 所在地 秋田市中通一丁目4番3号

ウ 設置目的 本市の中心市街地における駐車需要に対応することにより、円滑な道路交通の確保を図るため設置する。

エ 規模等

(ア) 構造 鉄骨造

(イ) 階数 地上6階建

(ウ) 敷地面積 10,680.10 m² (共有)

(エ) 延床面積 17,732.68 m² (駐車場専用部分)

(オ) 駐車台数 507 台

(カ) その他 建物は民間商業施設(1、2階)との複合施設

オ 各階概要

階 層	面積	用途・概要等
1 階	605.06m ²	駐車場管理室、倉庫、車路等
2 階	3,839.35m ²	駐車台数 89台(普通 87台、障がい者用2台)
3 階	3,887.81m ²	駐車台数 92台(普通 90台、障がい者用2台)
4 階	4,406.81m ²	駐車台数107台(普通104台、軽1台、障がい者用2台)
5 階	4,406.81m ²	駐車台数105台(普通101台、軽1台、障がい者用3台)
6 階 (屋上)	586.84m ²	駐車台数114台(普通112台、障がい者用2台)
合計	17,732.68m ²	

カ 施設利用台数の実績(過去3年間)

令和5年度 393,810 台

令和6年度 413,435 台

令和7年度 402,994 台

2 指定管理者の管理業務(本業務)

※詳細は「秋田市にぎわい交流館および秋田市中通一丁目自動車駐車場指定管理業務仕様書」によります。

(1) 秋田市にぎわい交流館

ア 交流館におけるにぎわい創出に寄与する催しの企画および運営に関する業務

イ 交流館の利用の許可に関する業務

ウ 交流館の利用の制限および停止ならびに利用の許可の取消しに関する業務

エ 交流館の利用に係る特別の設備の許可および既存の設備の変更の許可に関する業務

オ 交流館の施設、附属設備等の維持管理に関する業務

カ その他、市長が交流館の管理運営上必要と認める業務

(2) 秋田市中通一丁目自動車駐車場

ア 定期利用の許可に関する業務

- イ 駐車の拒否および行為の制限に関する業務
- ウ 駐車場の施設、設備等の維持管理に関する業務
- エ その他、市長が駐車場の管理運営上必要と認める業務

3 管理を行わせる期間（指定管理期間）

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

ただし、管理を維持することが適当でないと認めるときは、期間の途中においても指定を取り消すことがあります。

4 管理運営に要する経費

(1) 秋田市にぎわい交流館の管理運営に必要な経費（以下「指定管理料」という。）を年度ごとに予算の範囲内で支払います。

(2) 指定管理料の額については、毎年度締結される年度協定書により定めます。

※指定管理料の実績額は以下のとおりです。なお、令和9年度の指定管理料は、令和7年度の実績額から2%程度、減額を見込んでいます。

令和5年度 131,626 千円

令和6年度 133,564 千円

令和7年度 133,564 千円

(3) 秋田市中通一丁目自動車駐車場の管理運営に必要な経費は同駐車場の利用料金収入および自主事業収入により賄うこととします（市の指定管理料なし）。

ア 市への納付金について

駐車場運営に係る収益が、指定管理者の管理業務と経理の状況から客観的にみてあまりにも過大であると認められる場合は、その一部を市に納付することとします。詳細については、基本協定書、年度協定書および協議により定めます。

5 申請をする団体に必要な資格

(1) 有資格条件

ア 秋田市内に本店又は支店等を有する法人その他の団体（以下「団体」という）であること。

イ 一般集客施設又はこれに類する施設に係る維持管理業務の実績を有すること。

ウ にぎわい創出に資するイベント等の企画・実施の実績を有すること。

※共同事業体による申請

次の要件を満たす場合は、共同事業体として申請することができる。

ア 共同事業体を構成する団体（以下「構成団体」という）が協定を結び、構成団体の中で代表となる団体（以下「代表団体」という）を定めること。

イ 代表団体は、共同事業体における責任割合が最大であること。

ウ 全ての構成団体は、(1)有資格条件のすべての要件に該当し、かつ、(2)欠格事項のすべての要件に該当しないこと。

エ 構成団体で有資格条件の全ての条件を満たしていること。

(2) 欠格事項

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する法人で、その事実があった後2年を経過していない者（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者を代理人、支配人その他の使用人として使用する法人を含む）

イ 申請の日において現に市の指名停止措置を受けている団体

ウ 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体

エ 秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第3条第2項に規定する団体

オ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する団体

カ 市税に滞納がある団体

6 申請の手続

(1) 提出書類

本件に申請する団体は、「秋田市にぎわい交流館および秋田市中通一丁目自動車駐車場指定管理者申請書類一覧」（別紙1）に掲げる書類を提出してください。

(2) 提出場所 〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市観光文化スポーツ部観光振興課施設担当

電 話 018-888-5606

FAX 018-888-5603

(3) 受付期間 令和8年10月1日（木）から令和8年10月26日（月）まで
（土・日、祝祭日を除く）

(4) 受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

(5) 提出方法 郵送又は持参してください。郵送による場合は、締切日必着。

※ 提出期限後における申請書類の変更および追加は認めません。

(6) 提出部数

正本1部、副本9部を提出してください（副本は複写可）。

副本はすべて、会社名および個人名が特定される部分は黒塗りで提出してください。

※ 市が必要と認める場合は、申請書および添付書類の内容について説明や追加資料を求めることがあります。

(7) 募集要項等の交付

募集要項や提出書類の様式等は、秋田市のホームページからダウンロードして下さい。ダウンロードできない場合は、上記(2)の観光振興課で直接交付します。

(8) 現地説明会（予定）

ア 日 時 令和8年10月9日（金）午前10時

イ 場 所 秋田市にぎわい交流館4階研修室2（秋田市中通一丁目4番1号）

※ 当日、午前10時までに現地へお集まりください。

ウ 申込方法 現地説明会への参加を希望する団体は、「現地説明会参加申込書」（様式8）に必要事項を記入のうえ、秋田市観光文化スポーツ部観光振興課施設担当まで提出してください。なお申込締切は、10月6日（火）午後5時まで。参加者数は1団体、3名以内とします。

※ 申込みがない場合は、説明会を開催しません。

(9) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間 令和8年10月14日（水）から令和8年10月19日（月）

※ 土・日、祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 受付方法 質問票（様式9）に記入の上、提出してください。

FAXおよび電子メールでの提出も可とします。FAXにより提出する場合は、事前に秋田市観光文化スポーツ部観光振興課に連絡した後、送信してください。

ウ 回答方法 令和8年10月22日（木）に回答（予定）するほか、質問者の団体名等を伏せて、秋田市観光文化スポーツ部観光振興課のホームページに掲載します。

(10) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容が無償で利用できるものとします。また、提出された書類については、秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）の規定に基づき非公開とすべき部分を除き、公開されることがあります。

なお、提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

(11) 費用の負担

申請に要する費用は、すべて申請者の負担とします。

(12) その他留意事項

ア 秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）および同施行規則（平成17年秋田市規則第43号）を承諾のうえ申請してください。

イ 申請書類等に虚偽の記載があった場合は、失格となります。

7 選定の方法、基準および時期

(1) 秋田市観光文化スポーツ部指定管理者選定委員会による選定

秋田市観光文化スポーツ部指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、申請者から事業計画等の説明を受け、「指定管理者選定評価基準」に則り審査したうえで、指定管理者の候補者および次点候補者を選定します。

(2) 指定管理者選定評価基準

指定管理者選定評価基準は、秋田市にぎわい交流館および秋田市中通一丁目自動車駐車場の管理運営業務に関する事業計画書（様式6）（以下、「事業計画書」という。）の各項目に沿った基準です。詳細については「秋田市にぎわい交流館および秋田市中通一丁目自動車駐車場指定管理者選定評価基準採点表」（別紙3）を参照してください。

(3) 審査の方法

選定委員会においては、申請者による事業計画書を中心としたプレゼンテーションを審査した後、委員による質疑を行い、総合的に評価し指定管理者の候補者および次点候補者を決定します。

(4) 選定期間および結果の通知

申請者によるプレゼンテーションおよび選定は令和8年11月6日（金）を予定しています。

（後日、書面により開催場所、時間、プレゼンテーション予定時間を通知します）
選定結果についても後日書面により通知します。

(5) 選定結果の公表

秋田市のホームページに選定結果を掲載し公表します。

8 公募から管理運営までのスケジュール

令和8年10月 1日（木）～	公募期間：10月26日（月）まで
10月 6日（火）	現地説明会申込期限
10月 9日（金）	現地説明会予定
10月14日（水）～	質問事項の受付開始
10月19日（月）	質問事項の受付期限
10月22日（木）	質問事項の回答予定
10月26日（月）	公募期限
11月 6日（金）	選定委員会予定（候補者の選定）
12月下旬（11月議会）	指定管理者指定の議決
令和9年 2月	基本協定の締結
3月	年度別協定書の締結
4月 1日	指定管理業務の開始

9 協定の締結

選定委員会において選定された候補者が、議会の議決を経て指定管理者に指定された後、指定管理者は、市と管理運営等に関する細部についての協議を行い、指定期間の基本的な事項を定めた「基本協定」および年度毎の事業実施等に係る事項を定めた「年度別協定」を締結するものとします。

(1) 基本協定の内容

- ア 管理業務に関する基本的な事項
- イ 利用料金に関する事項
- ウ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- エ 事業報告・業務報告に関する事項
- オ モニタリング（事業評価）に関する事項
- カ 指定の取消しおよび管理業務の停止に関する事項
- キ 責任分担に関する事項
- ク その他

(2) 年度別協定の内容

- ア 当該年度の業務内容に関すること
- イ 当該年度の指定管理料および支払い時期
- ウ その他

10 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、必要に応じて申請者に対して、申請書および添付書類の内容についてヒアリングを実施する場合があります。
- (2) 秋田市にぎわい交流館および秋田市中通一丁目自動車駐車場の利用料金は、条例で定める利用料金を上限額として指定管理者が定め、自己の収入として収受するものとします。
- (3) 指定管理者指定申請書を提出した後、申請を取り下げる場合は辞退届（様式10）を提出してください。

11 問い合わせ先

秋田市観光文化スポーツ部観光振興課施設担当

電 話 018-888-5606

FAX 018-888-5603

メール ro-incm@city.akita.lg.jp

12 参考資料

- (1) 秋田市にぎわい交流館および秋田市中通一丁目自動車駐車場指定管理業務仕様書
- (2) 関連法令
 - ア 秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）および同施行規則（平成17年秋田市規則第43号）
 - イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項
 - エ 秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年秋田市条例第32号）
 - オ 秋田市公文書管理条例（平成24年秋田市条例第58号）
 - カ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条

キ 秋田市にぎわい交流館条例（平成23年秋田市条例第30号）および同施行規則（平成24年秋田市規則第36号）

ク 秋田市中通一丁目自動車駐車場条例（平成23年秋田市条例第31号）および同施行規則（平成24年秋田市規則第4号）

13 申請書等様式

- | | |
|---|---------|
| (1) 指定管理者指定申請書 | (様式1) |
| (2) 誓約書 | (様式2) |
| (3) 申請者の概要書 | (様式3) |
| (4) 共同事業体構成団体一覧表 | (様式4) |
| (5) 共同事業体協定書および委任状 | (様式5) |
| (6) 秋田市にぎわい交流館および秋田市中通一丁目自動車駐車場の
管理運営業務に関する事業計画書 | (様式6) |
| (7) 秋田市にぎわい交流館の管理運営業務に関する収支予算書 | (様式7-1) |
| (8) 秋田市中通一丁目自動車駐車場の管理運営業務に関する収支予算書 | (様式7-2) |
| (9) 現地説明会参加申込書 | (様式8) |
| (10) 質問票 | (様式9) |
| (11) 辞退届 | (様式10) |

14 別紙資料

- ・秋田市にぎわい交流館および秋田市中通一丁目自動車駐車場指定管理者
申請書類一覧 (別紙1)
- ・秋田市にぎわい交流館および秋田市中通一丁目自動車駐車場の管理運営
業務に関する事業計画書および収支予算書作成要領 (別紙2)
- ・秋田市にぎわい交流館および秋田市中通一丁目自動車駐車場指定管理者
選定評価基準採点表 (別紙3)
- ・秋田市にぎわい交流館および秋田市中通一丁目自動車駐車場指定管理業務仕様書